

(書式 1-1-12-3)

公益目的のために信託を設定する場合の遺言書

遺言書

遺言者〇〇〇〇は、次のとおり遺言する。

第1条 遺言者は、遺言者の有する財産につき、次のとおり信託する。

- 1 信託の目的 障害者の福祉向上に資するための公益事業として、
〇〇県〇〇市にある身体障害者施設への助成を行う。
- 2 受託者 〇〇信託銀行株式会社 (〇〇支店扱い)
- 3 名称 公益信託記念障害者福祉基金 *Asahi Chuo*
- 4 信託元本 遺言者所有の不動産全部を換価し、諸費用、公租公課を
控除した残金
- 5 信託元本の運用 単独運用指定金銭信託
- 6 信託期間 特に定めない。信託財産が零となったときは終了する
- 7 給付 福祉施設の設備の充実のため金銭の助成をする。
- 8 その他 受託者の信託約款に従う。

第2条 この信託の設定について、主務官庁の許可が得られないときは、前条4
記載の元本を〇〇県〇〇市に寄付 (遺贈) する。

第3条 遺言者は、この遺言の執行者として、〇〇信託銀行株式会社を指定する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

遺言者 〇 〇 〇 〇 印

解説

第2条は、公益信託は主務官庁の許可を要するため（信託法第68条）、念のための補充遺言である。

遺言執行者として受託者を指定することができ、また、第2条の場合を想定して、補充的に市長を指定することもできる。

